

名古屋港管理組合公報

令和8年5月1日
(金曜日)
第148号

発行所 名古屋市港区港町1番11号 名古屋港管理組合

	目	次
○港湾施設の使用停止	告	示
○公報発行規程の一部改正	訓	令
○情報公開制度の運用状況	公	告
○個人情報保護制度の運用状況	議	会
○出資法人等及び指定管理者の情報公開制度の運用状況	事	項
○個人情報保護制度の運用状況		

告 示

名古屋港管理組合告示第24号

次の港湾施設は、令和8年5月11日から当分の間、使用を停止する。
令和8年5月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 広沢 一郎

施設の種類 荷さばき地
区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
昭和ふ頭A荷さばき地 (昭和A)	2 ^級	40号岸壁隣接	1,444 <small>平方メートル</small>	区画1
昭和ふ頭C荷さばき地 (昭和C)	2 ^級	41号岸壁隣接	1,099 <small>平方メートル</small>	区画1

訓 令

訓令第3号

組合内一般

公報発行規程(昭和三十八年訓令第五号)の一部を次のように改正する。
令和八年五月一日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 広沢 一郎

第一条中「第八条」を「第七条」に改める。
別記様式第一備考を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和八年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の公報発行規程の規定に基づいて作成されている別記様式第一の用紙は、この訓令による改正後の公報発行規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

公 告

名古屋港管理組合公告

名古屋港管理組合情報公開条例（平成12年名古屋港管理組合条例第7号。以下「条例」という。）第25条第2項の規定に基づき、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における情報公開制度の運用状況を次のように公表する。

令和8年5月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 広沢 一郎

1 行政文書の開示の実施状況

実施機関	義務開示				任意開示			
	請求件数	決定内容			申出件数	決定内容		
		開示	一部開示	不開示		開示	一部開示	不開示
管理者	76 <small>件</small>	67 <small>件</small>	9 <small>件</small>	0 <small>件</small>	0 <small>件</small>	0 <small>件</small>	0 <small>件</small>	0 <small>件</small>
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	76	67	9	0	0	0	0	0

備考

- 1 義務開示とは、条例に基づき実施機関が義務として行うものをいう。
- 2 任意開示とは、条例附則第3項に規定するものをいう。

2 不服申立ての状況

なし

名古屋港管理組合公告

個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年名古屋港管理組合条例第2号。以下「条例」という。）第10条第2項の規定に基づき、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における個人情報保護制度の運用状況を次のように公表する。

令和8年5月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 広沢 一郎

1 個人情報ファイル簿の届出状況

実施機関	届出件数
管理者	4 ^件
監査委員	0
合計	4

2 自己情報の開示請求の状況

実施機関	請求書による請求				口頭による請求			
	請求件数	決定内容			請求件数	決定内容		
		開示	一部開示	不開示		開示	一部開示	不開示
管理者	0 ^件	0 ^件	0 ^件	0 ^件	1 ^件	1 ^件	0 ^件	0 ^件
監査委員	0	0	0	0	—	—	—	—
合計	0	0	0	0	1	1	0	0

備考 口頭による請求とは、条例第5条第1項の規定等に基づく開示請求をいう。

3 自己情報の訂正請求の状況

なし

4 自己情報の利用停止請求の状況

なし

5 審査請求の状況

なし

名古屋港管理組合公告

名古屋港管理組合情報公開条例（平成12年名古屋港管理組合条例第7号。以下「条例」という。）第27条及び第28条の規定に基づき、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における出資法人等及び指定管理者の情報公開制度の運用状況を次のように公表する。

令和8年5月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 広沢 一郎

1 開示の実施状況

(1) 出資法人等

出資法人等	開示申出件数	決 定 内 容			合 計
		開 示	一部開示	不開示	
公益財団法人 名古屋みなと振興財団	0 ^件	0 ^件	0 ^件	0 ^件	0 ^件
公益財団法人 名古屋港緑地保全協会	0	0	0	0	0
名古屋港埠頭株式会社	3	3	0	0	3
名古屋港鉄鋼埠頭株式会社	0	0	0	0	0
名古屋臨海鉄道株式会社	0	0	0	0	0
名古屋四日市国際港湾株式会社	0	0	0	0	0

備考

出資法人等とは、本組合が出資する法人その他本組合が財政的援助等を与える法人等のうち、平成25年名古屋港管理組合告示第7号で指定したものをいう。

(2) 指定管理者

指定管理者	開示申出件数	決 定 内 容			合 計
		開 示	一部開示	不開示	
公益財団法人 名古屋みなと振興財団	0 ^件	0 ^件	0 ^件	0 ^件	0 ^件
公益財団法人 名古屋港緑地保全協会	0	0	0	0	0
名古屋港埠頭株式会社	3	3	0	0	3
名管本庁舎PFI株式会社	0	0	0	0	0
株式会社日誠	0	0	0	0	0
株式会社ウッドフレンズ	0	0	0	0	0
株式会社ダイイチ	0	0	0	0	0

2 異議の申出の状況
なし

議 会 事 項

名古屋港管理組合議会公告

名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和5年名古屋港管理組合議会条例第1号。以下「条例」という。）第53条の規定に基づき、令和7年4月1日～令和8年3月31日までの間における個人情報保護制度の運用状況を次のように公表する。

令和8年5月1日

名古屋港管理組合議会
議長 ふじた 和秀

1 個人情報ファイル簿の届出状況

実施機関	届出件数
議 会	0

2 自己情報の開示請求の状況

実施機関	請求書による請求				口頭による請求			
	請求件数	決定内容			請求件数	決定内容		
		開示	一部開示	不開示		開示	一部開示	不開示
議 会	0	0	0	0	0	0	0	

備考 口頭による請求とは、条例第13条第1項の規定等に基づく開示請求をいう。

3 自己情報の訂正請求の状況

なし

4 自己情報の利用停止請求の状況

なし

5 審査請求の状況

なし